

大口町小規模・中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 大口町の経済をけん引する重要な役割を担う中小企業の振興理念、その基本方針等を定める大口町小規模・中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）の制定について必要な検討を行うため、大口町小規模・中小企業振興基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 条例の制定に関すること。
- (2) その他小規模企業者及び中小企業振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小規模・中小企業団体関係者
- (2) 商工関係団体関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政機関職員
- (6) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に係る庶務は、産業建設部環境経済課において行う。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成30年12月27日 大口町告示第117号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、条例の公布の日その効力を失う。